

国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針

平成 27 年 7 月 31 日
内閣府
文部科学省
厚生労働省

○目的

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）及び「東京圏国家戦略特別区域計画（素案）」（平成 26 年 10 月 1 日）に基づき、国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界最高水準の「国際医療拠点」をつくるという国家戦略特区の趣旨を踏まえた、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針を定める。

○方針・進め方

世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部の新設のため、以下の留意点への対応状況について、成田市分科会における議論を踏まえ、内閣府、文部科学省、厚生労働省において確認を行った上で必要な取組を進めることとする。

また、法令上の手当を行った後も、区域計画に関連事業を記載する際には、東京圏国家戦略特別区域会議として、必要な確認を行うことになるが、その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣も、国家戦略特別区域法の規定に基づき、必要に応じ、構成員として加わることができるものとする。

○留意点（必要な条件整備）

- ① 国家戦略特区の趣旨を踏まえ、一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる、上記の目的に沿った際立った特徴を有する医学部とすること。

具体的には、以下の事項について総合的に取り組み、際立った特徴を有するものであること。

- 国際医療拠点としてふさわしい留学生の割合
- 国際医療拠点としてふさわしい外国人教員の割合
- 一定年数以上の海外での診療経験や教育経験を有する教員の確保
- 診療参加型臨床実習期間の十分な確保
- 大多数科目での英語による授業の実施

- ▶ 全ての学生による十分な期間の海外臨床実習の実施
 - ▶ 公衆衛生に関する専門職大学院の設置
 - ▶ 海外の大学との学生交流に関する協定の締結
- ② 医学部新設及び附属病院設置のための教員や医師、看護師の確保に際し、引き抜き等により地域医療に支障を来さないような方を講ずること。特に、東北地方の医学部新設への影響に十分に配慮すること。
- (例：国内だけではなく、広く海外からも教員を集める 等)
- ③ 自律的な運営のための具体的な計画が立てられている等、実現可能性が認められること。
- ④ 定員については、上記の目的に沿った世界最高水準の十分な教育環境が整えられ、教育の質が確保できるような適切な人数とすること。

○教育上必要な基準等

現行の設置基準のほか、過去の基準や既存の医学部の水準を参酌して必要な教育環境を整備することはもとより、大学附属病院の病床数の確保や、その他校地・校舎等の確保に関する所要の手続を含め、世界最高水準の医学教育を実施することができる教育環境を整備する。

ただし、世界最高水準の医学教育を実施し、国際的に活躍することができる能力を有する医師を養成する観点から、現行基準等が支障となる場合には、国家戦略特区の趣旨に鑑み、教育上必要な代替措置を講ずることを条件に、弾力的な扱いを行うことも個別に検討する。

○法令上の手当

本方針に基づき、区域計画に記載された医学部に限って特例として設置認可の対象とできるよう、今秋を目途に速やかに、関係告示等の規定の特例を措置する。

<関係告示等>

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 45 号)(医学部設置を認可の対象としない旨を規定)

○その他、社会保障制度への影響など

- ・養成された医師が、当初の目的に反して一般の臨床医として勤務するようであれば、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼす

可能性もあり、その場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行う。こうしたことを踏まえ、医学部を新設するとしても、1校とし、十分な検証を行う。

- なお、将来的な医学部定員の在り方については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。

<最短スケジュール例> 既存大学に医学部を設置しH29年4月開学を行う場合

